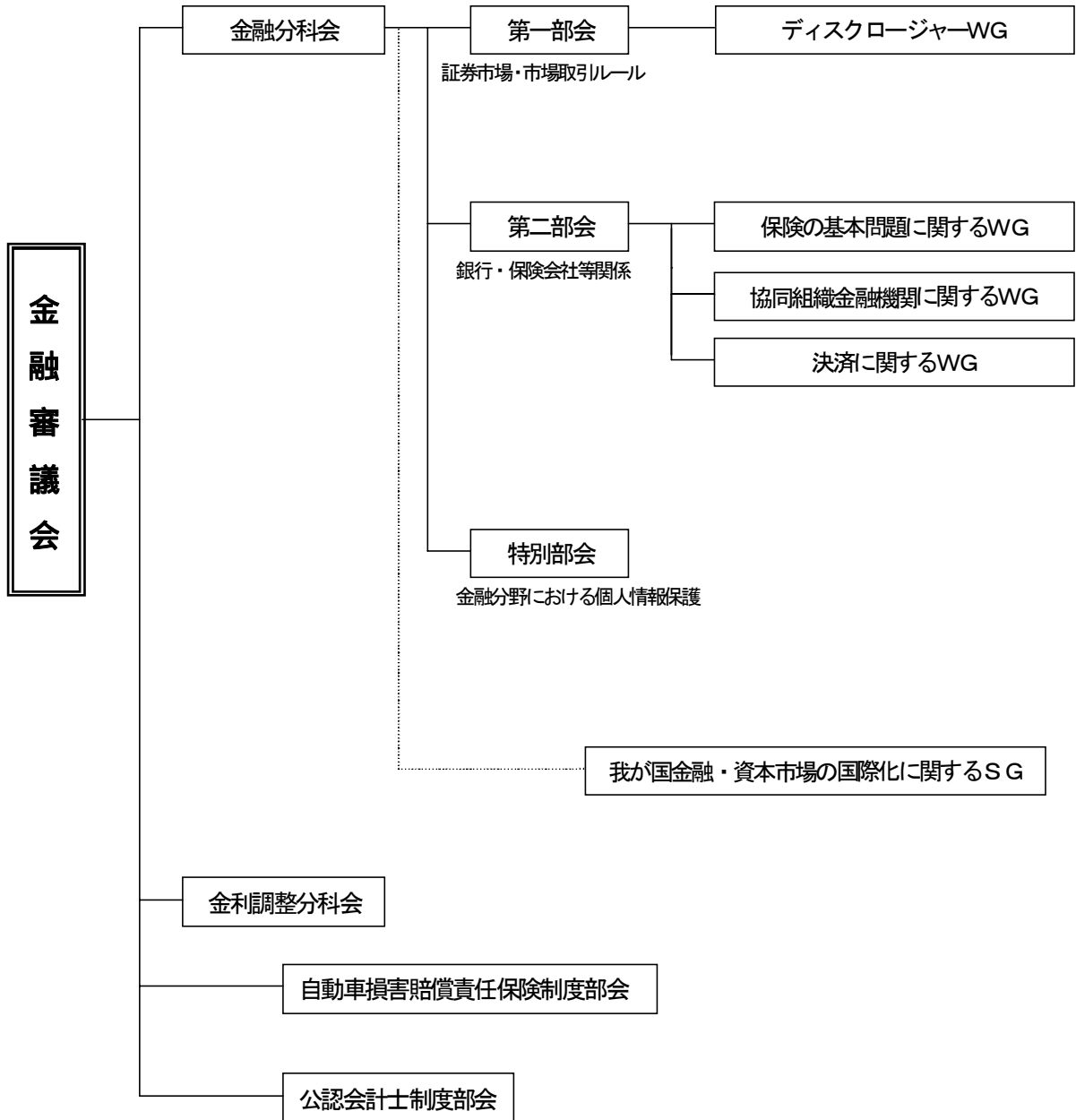


2. 事務局説明資料

資料1. 「金融審議会の活動状況」

金融審議会の構成（20事務年度）



金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

グローバルな金融市場の混乱への対応の必要性

利用者が安心して取引できる環境整備の必要性

我が国金融・資本市場の機能強化の必要性

信頼と活力のある金融・資本市場の構築が課題

市場の公正性・透明性の確保

信用格付業者に対する規制の導入

- 登録制の導入
 - ・ 体制整備された信用格付業者を登録
 - ・ 金融商品取引業者等が無登録業者による格付を利用して勧誘を行うことを制限（無登録である旨、格付の前提・限界等の説明義務）
- 登録を受けた信用格付業者について、誠実義務体制整備義務
 - （一）利益相反防止、格付プロセスの公正性確保等
 - （二）格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止
 - （三）情報開示義務
 - （四）格付方針等の作成及び公表等
 - （五）説明書類の公衆縦覧等
- 登録を受けた信用格付業者に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等

利用者保護の充実

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

- 金融商品取引法及びその他の金融関連法において共通の枠組みを横断的に整備
 - 苦情処理・紛争解決手続を実施する機関の指定（指定紛争解決機関）
 - 金融機関は、以下の内容を含む契約を指定紛争解決機関と締結
 - 苦情処理・紛争解決手続の応諾
 - 事情説明・資料提出
 - 手続実施者の解決案の尊重
 - 指定紛争解決機関がない場合には、金融機関が苦情等処理・紛争解決の取組みを実施
 - 指定紛争解決機関に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等
- 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し**
- プロからアマへの移行の効果（現行は1年）を、顧客の申し出があるままで有効に等
- 有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入**
- 金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に

公正で利便性の高い市場基盤の整備

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

- 金融商品取引所による商品市場の開設計画、商品取引所による金融商品市場の開設計画を可能とするための枠組みの整備
- （本體・子会社形態・持株会社形態での参入容認）

社債等の発行登録制度の見直し

- 発行登録書の記載事項として「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」の選択を可能に

「有価証券の売出し」定義の見直し

- 有価証券の性質（主要国の国債、主要海外市場の上場有価証券、その他）や投資家の属性（適格機関投資家のみ、多数の一般投資家）に応じ、法定開示簡易な情報提供開示免除等とする3種類の開示規制を整備

資金決済に関する法律案の概要

資金決済に関するサービスの社会的インフラとしての重要性

我が国金融・資本市場の機能強化の必要性

- サービスの提供の促進による利用者利便の向上・イノベーションの促進
- 利用者等の保護とサービスの適切な実施の確保
資金決済システムの安全性、効率性、利便性の向上

情報通信技術等の進展への対応

資金移動

銀行以外の者が、為替取引を行うことができることとする。

- 銀行法に関わらず、登録をした者(資金移動業者)は、為替取引(少額の取引に限る)を行うことができる。
- 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とすることで、銀行に課せられる厳格な規制に代替する。
- 兼業規制、主要株主規制等は設けない。
- 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を図る。

事業者による自主的な対応を促進するため、事業者団体に関する規定を整備

前払式支払手段

前払式支払手段について所要の制度整備を行う。

- 紙型・IC型の前払式支払手段に加え、サーバー型前払式支払手段を法の適用対象とする。
- 自家型発行者は届出制、第三者型発行者は登録制、未使用発行残高の2分の1以上の保全義務等の現行の枠組みを維持する。
- 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける、資産保全措置として信託銀行等への信託を認める、自家型発行者に対する監督規定の整備を行う等の整備を図る。

銀行間の資金決済の強化

資金清算

銀行間の資金決済について所要の制度整備を行う。

- 債務引受等により資金清算を行う主体(資金清算機関)を免許制とする。
- 〔現在、銀行間の資金清算は、全銀システムを運営する社団法人東京銀行協会が担っている。〕
- 公正性・透明性の高いガバナンス体制を確保するための所要の規定の整備を図る。
 - 資金清算の法的効果をより明確化するための措置を導入する。

・現行の前払式証券の規制等に関する法律は廃止する。

我が国金融を巡る制度整備の動向(2001年～)

年	信頼と活力のある市場の構築	利用者保護・利用者利便の向上	金融システムの安定
2001 (H13)		○ 金融商品販売法(4月)	○ 預金保険法改正(4月) ・ 預金者保護・破綻処理に係る制度の恒久化 ・ 預金等全額保護の特例措置延長
2002 (H14)		○ 銀行・保険会社の主要株主に関するルールの整備(4月)	○ 銀行等保有株式制限法(1月) ・ 銀行等保有株式取得機構設立
2003 (H15)	○ 国債のペーパーレス化(1月) ○ CPのペーパーレス化(3月)		○ 預金保険法改正(4月) ・ 決済用預金全額保護の恒久化 ・ 当座・普通預金等全額保護の特例措置延長
2004 (H16)	○ 公認会計士法改正(4月) ・ 関与会計士のローテーションルールの導入 ・ 公認会計士監査・審査会の設置 ○ 目論見書制度の見直し(12月)	○ 証券仲介業制度の創設(4月) ○ 組合型ファンドへの投資家保護範囲の拡大(12月) ○ 銀行による証券仲介業務解禁(12月) ○ 一般事業法人への信託業解禁(12月) ○ 外為証拠金取引への規制導入(7月)	○ 金融機能強化法(8月)
2005 (H17)	○ 最良執行義務の導入(4月) ○ 証取法上の課徴金制度の導入(4月、12月) ○ 公開買付制度の対象範囲見直し(7月) ○ 英文開示制度の導入(12月)		○ ペイオフ解禁(4月)
2006 (H18)	○ 社債のペーパーレス化(1月) ○ 公開買付制度の見直し(12月) ○ 大量保有報告制度の見直し(1月) ○ 金融商品取引法(9月) ○ 取引所の自主規制機能の独立性強化(9月)	○ 銀行代理店制度の導入(4月) ○ 少額短期保険業制度の創設(4月) ○ 金融商品取引法(9月) ○ 金融商品販売法の拡充(9月) ○ 貸金業法改正(12月) ○ 銀行による保険窓販の全面解禁(12月)	
2007 (H19)			
2008 (H20)	○ 四半期開示制度の導入(4月) ○ 内部統制報告制度の導入(4月) ○ 公認会計士法改正(4月) ○ ETFの多様化(6月、12月) ○ プロ向け市場の枠組み整備(12月) ○ 金商法上の課徴金制度の見直し(12月)	○ 電子記録債権制度の創設(12月) ○ 銀行・保険会社グループの業務範囲拡大(12月)	○ 金融機能強化法の拡充・強化(12月) ○ 保険業法改正(12月) ・ 生保セーフティーネットへの政府補助延長(12月)
2009 (H21)	○ 株券電子化(1月)	○ ファイアーウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築(6月予定)	○ 銀行等保有株式取得機構の機能拡充(3月)

金融審議会におけるこれまでの検討

金融審議会に対する諮問

「経済・金融を取り巻く環境の変化を見据え、安定的で活力ある金融システムの構築及び金融市場の効率性及び公正性の確保に向けて、金融に関する制度の改善に関する事項について、審議を求め。」（平成13年1月）



金融分科会

第一部会

- 「証券市場の改革促進」（平成14年12月）
- 「市場機能を中核とする金融システムに向けて」（平成15年12月）
- 「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」（平成16年6月）
- 「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について」（平成16年6月）
- 「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」（平成16年12月）
- 「投資サービス法（仮称）に向けて」（平成17年12月）
- 「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」（平成19年12月）
- 「信頼と活力ある市場の構築に向けて」（平成20年12月）

特別部会

「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」（平成16年12月）

第二部会

- 「リレーショナルシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月）
- 「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」（平成15年7月）
- 「銀行による保険販売規制の見直しについて」（平成16年3月）
- 「根拠法のない共済への対応について」（平成16年12月）
- 「保険契約者保護制度の見直しについて」（平成16年12月）
- 「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」（平成18年1月）
- 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月）
- 「保険法改正への対応について」（平成20年2月）
- 「資金決済に関する制度整備について」（平成21年1月）

金融審議会総会

- 「決済機能の安定確保のための方策について」（平成14年9月）
- 「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」（平成14年9月）

公認会計士制度部会

- 「公認会計士監査制度の充実・強化」（平成14年12月）
- 「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」（平成18年12月）

第一部会・第二部会合同会合

- 「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」（平成20年12月）

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ

- 「中間論点整理（第一次）」（平成19年6月）